

# 令和4年度決算 健全化判断比率および資金不足比率について

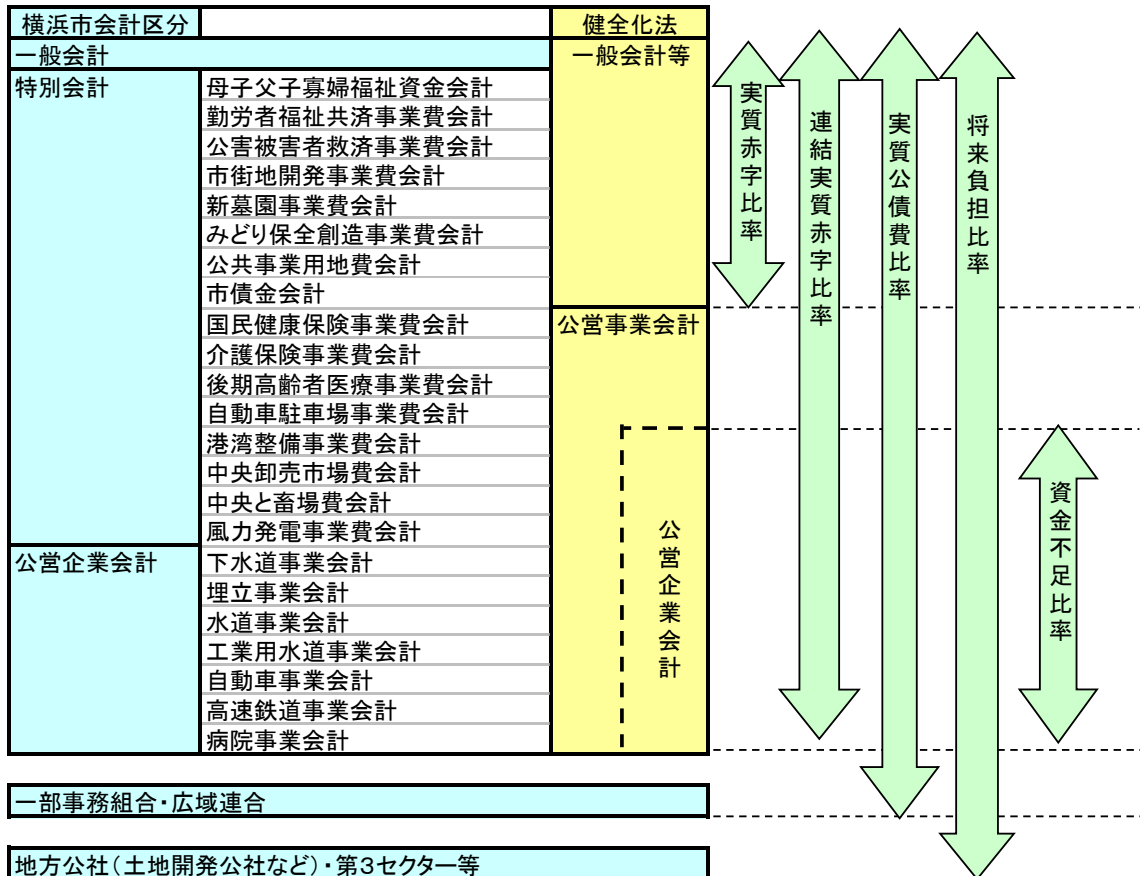
平成19年6月に公布され、平成21年4月1日から全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「財政健全化法」という。）では、毎年度、前年度の決算を提出した後、「健全化判断比率」（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）と、公営企業会計の「資金不足比率」を公表することとしています。

指標	説明	横浜市		早期健全化基準(※1)	財政再生基準(※2)	
		令和4年度決算	令和3年度決算			
健全化判断比率	実質赤字比率	財政規模に対する一般会計などの赤字の割合	—	—	11.25%	20.0%
	連結実質赤字比率	財政規模に対する全会計の赤字の割合	—	—	16.25%	30.0%
	実質公債費比率	財政規模に対する1年間で支払った借入金返済額などの割合	9.7%	10.6%	25.0%	35.0%
	将来負担比率	財政規模に対する将来市が支払う借入金返済額などの割合	129.2%	129.9%	400.0%	
資金不足比率	公営企業ごとの事業規模に対する資金不足額の割合	—	—	20.0%		

※1 1つでもこの基準以上となった場合、自治体の自主的な改善努力を図るため、財政健全化計画を策定する。

※2 1つでもこの基準以上となった場合、国の関与による確実な再生を図るため、財政再生計画を策定する。

## (1) 健全化法における会計区分



## (2) 実質赤字比率（令和4年度：－）

実質赤字比率は、各年度の経営状況を示す指標で、「一般会計などの実質的な赤字額」が「標準的な状態で収入が見込まれる各自治体の一般財源（市税や地方交付税などの使途が限定されない財源）の規模」に占める比率を表します。

通常は、その年度に実施した事業のための支払いは、その年度の歳入により行うことが原則です。実質赤字とは、財政状況からその原則に沿えなかった額の合計です。

こうした赤字がない場合は、比率はなしという意味で「－」と表示されます。

### ◆算定式◆

$$\frac{\text{実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

### ◆横浜市の実質赤字比率◆

横浜市の令和4年度決算は、一般会計などの歳入決算額（収入）が歳出決算額（支出）を上回っています。実質赤字比率は、「－」（赤字なし）となります。

---

## (3) 連結実質赤字比率（令和4年度：－）

連結実質赤字比率も、各年度の経営状況を示す指標ですが、実質赤字比率が「一般会計などの実質的な赤字額」であるのに対し、こちらは自治体の「一般会計」「特別会計」「公営企業会計」すべての会計を通しての赤字額が「標準的な状態で収入が見込まれる各自治体の一般財源の規模」に占める比率を表しています。

### ◆算定式◆

$$\frac{\begin{array}{l} \text{連結実質赤字額} \\ \hline \begin{array}{l} \cdot \text{実質赤字額} \\ \text{（一般会計等 + 公営事業会計）} \\ \cdot \text{資金不足額（公営企業会計）} \end{array} \quad \text{—} \quad \begin{array}{l} \cdot \text{実質黒字額} \\ \text{（一般会計等 + 公営事業会計）} \\ \cdot \text{資金剰余額（公営企業会計）} \end{array} \end{array}}{\text{標準財政規模}}$$

### ◆横浜市の連結実質赤字比率◆

一般会計、特別会計、公営企業会計の各会計が黒字となっていますので、「－」（赤字なし）となります。

#### (4) 実質公債費比率（令和4年度:9.7%）

実質公債費比率は、各自治体の公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、3か年の平均で示されます。公債費とは、自治体が発行した市債（借入金）の元本の返済や利息の支払などに要する経費です。実質公債費比率は、「1年間の収入に対する借金返済額の割合」を示していると言えます。

市債は、長期間にわたり利用される施設を建設する際などに、将来その施設を利用する住民の方々にも費用を負担していただくために発行するものです。大都市ほど、道路、下水道や地下鉄などの大きな施設の建設が必要となることから、市債の発行額と公債費は大きくなる傾向にあります。

##### ◆算定式◆（3か年平均）

元利償還に必要な費用	償還に充てることができる経費
・地方債の元利償還金 ・準元利償還金	・特定財源（元利償還金または準元利償還金に充当可能なもの） ・元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
標準財政規模 — 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	

##### ◆横浜市の実質公債費比率◆

令和4年度の実質公債費比率は、前年度に比べ0.9ポイント低下し、9.7ポイントとなりました。

※分子分母の内訳や分析は、財政状況資料集をご覧ください。（令和3年度分まで公表）

[https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/zaise\\_jokyo/shiryoushu.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/zaise_jokyo/shiryoushu.html)

## (5) 将来負担比率（令和4年度：129.2％）

将来負担比率は、「各自治体が将来に支出しなければならない財政負担」が、「標準的な状態で収入が見込まれる、各自治体の一般財源の規模」の何倍にあたるかを示す指標です。つまり、「将来にわたって返済しなければならない借金などが、1年間の収入の何倍か」の割合を表すものです。

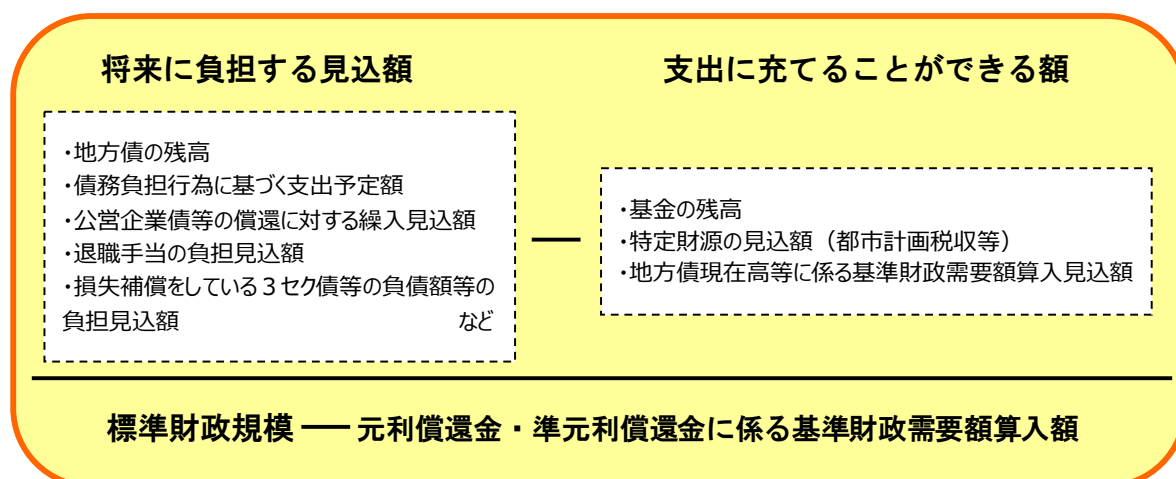
将来負担比率の大きな特徴としては、横浜市の一般会計・特別会計・公営企業会計の全会計に加え、第3セクター等も比率算定の対象に含まれていることです。

例えば、第3セクター等の団体が銀行などから借入をする際に、横浜市がその損失補償※をしている場合には、団体ごとの経営状況により、将来、横浜市が負担する見込みのある額も含まれています。

※ 損失補償

第3セクター等が銀行などの借入先に返済ができなくなった場合、自治体が一定の範囲で損失額を補償すること

### ◆算定式◆



### ◆横浜市の将来負担比率◆

令和4年度の将来負担比率は、前年度に比べ、0.7ポイント低下し、129.2ポイントとなりました。

※分子分母の内訳や分析は、財政状況資料集をご覧ください。（令和3年度分まで公表）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/zaisejokyo/shiryoushu.html>

## (6) 資金不足比率（令和4年度：－＜全会計＞）

資金不足比率とは、水道、下水道、地下鉄、病院など、公営企業（公営企業会計・特別会計の一部）ごとの各年度の経営状況を示す指標で、「各公営企業の資金の不足額」が「各企業の事業の規模（料金収入等の規模）」に占める比率を表します。

資金不足額がない場合は、比率はなしという意味で「－」を表示します。

### ◆算定式◆

$$\frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

### ◆横浜市の資金不足比率◆

横浜市は、いずれの会計も「－」（資金不足なし）となっています。

会計名	比率
港湾整備事業費会計	－
中央卸売市場費会計	－
中央と畜場費会計	－
風力発電事業費会計	－
下水道事業会計	－
埋立事業会計	－
水道事業会計	－
工業用水道事業会計	－
自動車事業会計（市営バス）	－
高速鉄道事業会計（市営地下鉄）	－
病院事業会計	－

(参考) これまでの推移

年度	実質公債費比率		将来負担比率	
	比率	増減(前年度比)	比率	増減(前年度比)
令和4年度	9.7%	▲0.9ポイント	129.2%	▲0.7ポイント
令和3年度	10.6%	+0.1ポイント	129.9%	▲7.5ポイント
令和2年度	10.5%	+0.3ポイント	137.4%	▲3.0ポイント
令和元年度	10.2%	▲1.0ポイント	140.4%	+1.9ポイント
平成30年度	11.2%	▲2.1ポイント	138.5%	▲7.1ポイント
平成29年度	13.3%	▲3.2ポイント	145.6%	▲15.1ポイント
平成28年度	16.5%	▲0.5ポイント	160.7%	▲14.9ポイント
平成27年度	17.0%	+0.1ポイント	175.6%	▲6.9ポイント
平成26年度	16.9%	+1.5ポイント	182.5%	▲16.2ポイント
平成25年度	15.4%	-	198.7%	▲1.7ポイント
平成24年度	15.4%	▲0.9ポイント	200.4%	▲12.6ポイント
平成23年度	16.3%	▲1.7ポイント	213.0%	▲21.4ポイント
平成22年度	18.0%	▲1.1ポイント	234.4%	▲20.8ポイント
平成21年度	19.1%	▲1.1ポイント	255.2%	▲5.9ポイント
平成20年度	20.2%	▲0.4ポイント	261.1%	▲31.6ポイント

将来負担比率及び実質公債費比率の推移

